

アンデス諸国の炭化水素調査 ～（その2）エクアドル～

原油の確認可採埋蔵量で中南米第4位、世界第24位のエクアドルは生産量でも中南米6位を誇る石油輸出国であり、内陸部には未開発の石油資源が眠っていることが知られている。しかし、対外債務不履行を発端とした2000年に通貨がドルに移行した後も財政難が続いている。また度重なる政変で政策に一貫性が欠けるなど行政機能が低下しているうえ、先住民系住民による石油企業に対する抗議運動が激化するなど、ビジネス環境は悪化の一途をたどっている。

エクアドルは2006年11月26日に大統領の決選投票が実施され、ベネズエラの反米チャベス政権を支持する民族主義左派のコレア候補が当選を決めた。同氏は、国会解散と憲法改正を主張している。大統領に就任した場合、資源ナショナリズムを基本原理として炭化水素政策を大きく転換する可能性が高く、法制度の先行きは流動的である。本調査では現時点でのエクアドルの炭化水素資源政策を支える法制面から明らかにする。

<はじめに>

エクアドル経済は石油生産の依存率が高い。2003年の原油・同製品の対GDP比率は10%、輸出額の43%、政府歳入のほぼ4分の1にあたる。

炭化水素資源の残存埋蔵量は48億3,800万バレルで中南米第4位。95年から05年までに原油の年間生産量は1億4,120万バレルから1億8,810万バレルで推移した。同期間のエクアドル国営石油公社（以下、「ペトロエクアドル」）の生産量は1億840万バレルから6,320万バレルへ、総生産量に占める比率は90%から50%に減少した。一方、民間企業の生産量は同期間に300%近く増加した。05年の原油の年間輸出量は生産量の7割に達し、同製品は5,490万バレルで03年を除き国内需要を上回っている。

当局は、ペトロエクアドルの減産理由として、民間会社に油田の多くを譲渡したことを挙げている。また国家予算の削減により、十分な資金を確保できず新規プロジェクト投資能力が減退している。

天然ガスの確認埋蔵量は1,350億フィート（04年末現在）と比較的規模が小さく、発電事業を除き開発はされていない。

03年11月から民間会社は石油輸送業にも参加している。複数の外資系企業により設立されたOCPエクアドル社が運営する重質油パイプライン（OCP）である。民間企業はかつてペトロエクアドルが管理運営するトランスエクアドル・パイプライン（SOTE）を利用していましたが、OCPの誕生により希釈を必要としない重質油の輸送が可能となり、輸送能力はSOTEの日量39万バレルと比較してOCPでは45万バレルと格段に向上している。

政府はペトロエクアドルの所轄で国内に3か所の精油所（エスメラルダス、アマソナス、ラ・リベルタ）を保有し、精製能力は日量で合計17.6万バレルである。ペトロエクアドルは可燃性天然ガスで日量25百万フィート、天然ガス液で毎分150ガロンの精製能力を持つガス精製施設も保有し、日量505トンのLPガスを生産している。

炭化水素資源の精製および商業化への民間企業参入に法的制限はないものの、民間資本の同分野への参加比率は限定的である。

1 憲法及び法律における炭化水素の位置づけ、炭化水素資源に対する国家の関与についての概要（資源の国家所有の範囲、民間所有の制限、民間参入の範囲、外資への制限など）。

憲法（1998年憲法 247条）および炭化水素法（1条）では、領土・領海内に所在する炭化水素鉱床は「国に不可分かつ非時効的な所有権がある」と定めるとともに、自由競争を阻害するあらゆる基準・規制の適用を禁じている。

国は直接ペトロエクアドルを通じて探鉱・開発活動を実施し、ペトロエクアドルは自ら実施するか、または民間会社（注：特記しないとき、内国会社および外国会社を指す）と契約できる（炭化水素法 2条に各種契約を記載）。外国会社が国と契約するにはエクアドル国内に所在地があり、同国内法に準拠することを要するとし、これらの外国会社は国内の裁判所管轄権に服し、外交的保護権の行使を放棄するいわゆる「カルボ条項」を定めている（炭化水素法 26条）。ペトロエクアドルは探鉱・開発作業にあたり、国内に所在地がある民間会社と混合経済会社（注：日本の第3セクターに相当）を設立できる（炭化水素法 2条）。

炭化水素の輸送、精製、工業化、貯蔵、商業化はペトロエクアドルならびに民間会社が実施できる。ペトロエクアドルはこれらの事業を直接実施するか、合弁契約または操業提携契約を結ぶか、混合経済会社を設立する。民間会社がこれらの事業を実施するには、国と探鉱・開発契約を結んでいるかに関わらず、大統領の認可を要する。また、民間会社が炭化水素輸送用の基幹パイプラインを布設する場合は国と契約を結ぶ必要がある（炭化水素法 3条）。

民間会社が石油製品の商業化活動を行うには、ペトロエクアドルと供給契約を結んだうえで、エネルギー鉱山省の認可を要する（炭化水素法 69条、政令第 2024 号 11 条第 a 項、政令第 2282 号 26 条）。

炭化水素行政を所掌事務とする行政機関はエネルギー鉱山省であり、外局として炭化水素庁を置く（根拠法：政令第 2176 号、2004 年 10 月 13 日施行）。ただし、安全保障に関する事項は国防省の管轄である。エネルギー鉱山省炭化水素庁に置かれている内部部局の国家炭化水素局が同セクターの技術的事務を担当する（炭化水素法 11 条）。

エネルギー鉱山省の政策目標は以下の通り。

- 石油増産と埋蔵量の増加
- エネルギー自給の実現と LP ガス輸入量の縮減
- 産業構造近代化の実現
- 同セクターの税収増加
- 地元業界の参加比率増加

また、国は炭化水素関連事業の推進を目的とする特殊法人として、ペトロエクアドルおよび系列のペトロプロダクション（探鉱・開発担当）、ペトロインドゥストゥリア（工業化担当）、ペトロコメルシアル（商業化・輸送担当）の 4 公団を設置している（根拠法：法律第 45 号・ペトロエクアドルおよび系列法人特別法、1989 年 9 月 26 日施行）（注）同法は、政令第 2 号（1992 年 5 月 7 日施行）および法律第 18 号（1992 年 11 月 30 日施行）により一部改正。

2 国家管理が強まる中、民間企業が操業するプロジェクトを接収する動きがあるので、国有化について規定した法律の概要（根拠法、接収の要件、手続き、賠償規定など）について。

該当なし。

3 炭化水素法等、具体的に炭化水素資源事業を行う民間企業と政府の契約形態や税制、ロ

イヤルティ、外資を規定する法規の概要。

同セクターの基本法は炭化水素法、ペトロエクアドル特別法およびこれらの施行細則である。

(1) 炭化水素法

(最高政令第 2967 号)——1978 年 11 月 6 日制定。以後、1982 年 8 月 13 日の法律第 101 号から 2006 年 4 月 19 日の法律第 2006-42 号まで計 17 回の法改正および 2000 年 12 月 29 日付け憲法裁判所判決第 193-2000-TP の条文違憲判決を経て現在に至る。

この法律は、次ぎの 10 章および経過規則、最終規則から成る。

第 1 章・総則 (国有財産、下流部門、公益)、第 2 章・炭化水素行政の統括・執行 (立案・執行、エネルギー鉱山省、紛争、登録)、第 3 章・契約形態 (事業参加契約、合弁契約、サービス提供契約、外交的保護の放棄、義務)、第 4 章・石油・天然ガス (探鉱・開発、供給、利用、余剰分の処理)、第 5 章・歳入 (登録手数料、鉱区権料、ロイヤルティ)、第 6 章・輸送 (パイプライン、営業許可、料金)、第 7 章・商業化 (配送、輸出・輸入)、第 8 章・価格設定、第 9 章・失権・罰則・譲渡、第 10 章・通則。

<契約形態>

事業参加契約——国がペトロエクアドルを通じて受託者に探鉱・開発を委託し、受託者は投資リスク、経費は自己負担で探鉱・開発作業を行い、生産開始後は契約で定める参加権益比率の生産物を得る。権益算定基準の販売価格は参考価格を下回らないこと。受託者による鉱区変更・放棄で契約は消滅する (12-A 条)。

合弁契約——ペトロエクアドルが鉱区、資源等の所有権をもって参加し、出資会社は合意に基づき投資義務を負う。鉱区の放棄または返還により契約は消滅する (13 条)。権益比率は契約で定める。出資者の投資額が規準を超えても権益比率は変動しない (14 条)。

サービス提供契約——サービス提供者がペトロエクアドルに対して自己負担で探鉱・開発サービス義務を負う。商業開発可能な資源を発見した場合、ペトロエクアドルは権益比率からサービス提供者に投資、経費、サービス料金を支払う。サービス提供者が生産物を購入してもよい。購入価格は 71 条に定める参考価格を下回らない。権益配分前に輸送・流通・生産コストを差し引く。生産価格は直近月の平均価格に基づいて算定する (16 条)。

限定サービス提供契約——国内生産量の 1%に満たない小規模鉱区の探鉱・開発を目的に、国はペトロエクアドルを通じて契約事業者に委任する。契約は入札により行う (2 条、17 条)。

設立・操業契約——ペトロエクアドルは石油・天然ガスパイプライン、炭化水素加工プラントの建設・運営を目的として、国内に設立された内国・外国会社と契約できる。ペトロエクアドルは締約者にパイプライン、プラントを譲渡できる (17-A 条)。

混合経済会社——ペトロエクアドルは上流・下流事業のために混合経済会社を設立できる。 (18 条)。ペトロエクアドルが定める基準カーブを超える余剰生産分について国の権益は 40%を下回らない。なお、開発企業が契約区域の近接する新鉱床を発見した場合、余剰生産には含まず、新規契約の対象となる (18-G 条)。

<探鉱・開発>

探鉱・開発鉱区は地表部で 20 万 ha（1 鉱区単位は最低 2,000ha）まで、海水面では 40 万 ha（同 4,000ha）まで。探鉱期間終了時に 3 年間の鉱区を留保できるが、探鉱の未実施または商業発見がない場合は国に返還される。開発中に発見された鉱床で開発計画承認後 5 年以内に生産が開始されなかった場合も同様（20 条）。契約事業者は複数の契約を締結できるが、契約間の連結決済はできない（21 条）。

石油の探鉱期間は 4 年で 2 年の延長が可能。開発期間は 20 年で、国益に適えば延長可能（23 条）。天然ガスの探鉱期間は 4 年で 2 年延長可能。開発期間は 25 年で延長可能（23 条）。探鉱期間中に商業開発可能な鉱床が発見されない場合、契約事業者はペトロエクアドルの許可を得て契約を終了する（24 条）。

探鉱では投資約束額の 20%を、開発では当初 3 年間の投資約束額の 20%を保証金として国に供託する。いずれも義務履行の証明をもって契約終了時に返還される（27 条および 28 条）。契約終了時に油井・ガス井等施設・機材を良好な状態でペトロエクアドルに無償譲渡される（29 条）。契約期間中の無許可で資産の譲渡・放棄はできない（30 条）。

契約事業者には、①エクアドル人従業員比率は、操業開始後 6 か月で作業員の 95%、事務員の 90%、技術者の 75%、2 年で事務員の 95%とすること、②事業計画、事業報告の作成義務と認可、③技術・会計資料、航空写真、地図等の提出、④技術者育成や奨学金制度への寄付、⑤会計の整理義務、⑥純益の最低 10%の国内投資、⑦環境・安全関連法令・細則への準拠、⑧地元対策の作成と認可、⑨環境影響調査および環境保全計画の作成義務と認可、などが課せられている（31 条）。

契約の変更は締約者が合意のうえ、会計検査院、国軍統合参謀本部、ペトロエクアドル、エネルギー鉱山省の認可を要する（31-A 条）。探鉱・開発区域境界から 200m 以内の試掘はエネルギー鉱山省の許可を要する（84 条）。2 つ以上の鉱区にまたがる開発については効率性、経済性を考慮し総合開発操業協約の締結を義務付ける。エネルギー鉱山省の認可を要する（85 条）。

<国の収入>

探鉱・開発事業では登録手数料（探鉱で 50 スクレ/ha、開発で 150 スクレ/ha）、鉱区権料（探鉱で 10 スクレ/ha、開発で 50 スクレ/ha）、ロイヤルティー、輸送事業の権益比率（44 条～48 条、55 条）。鉱区内に存する水や天然建設資材を利用する際、探鉱で 24,000 ドル、開発で 60,000 ドルを納付する（52 条）。開発地域自治体に対し 200 スクレ/ha 以上の補償事業寄付金を拠出する（53 条）。サービス提供者は税引サービス料の 1%を寄付金として国に納付する。ただし、限定サービス提供契約は免除（54 条）。

ロイヤルティー——石油では日産平均生産量 30,000 バレル未満で 12.5%、30,000 バレル超 60,000 バレル未満で 14%、60,000 バレル超で 18%を月額徴収。天然ガスでは 16%。サービス提供者に納付義務はない。合弁契約では出資額に応じて分担する（49 条）。現物、金銭または両者混合で徴収し（50 条）、金銭での徴収では、価額算定では輸送費、諸税、輸出関税等を控除する（51 条）。なお、API 度数 15 度以下の重質油鉱床開発ではロイヤルティーは免除される（32 条）。

ロイヤルティーはペトロエクアドルの輸出価格の前月平均値である参考価格または実勢価格で算定する。ペトロエクアドルのロイヤルティー納付率や国の事業参加分は FOB 価格で算定。必要ならば生産者と協議できる。天然ガスの参考価格をエネルギー量で示す。自家発

電や操業使用分のロイヤルティーは国内小売価格で算定（71条）。——本法に定める価額は国勢統計院（INEC）が提供する物価指数および外国為替相場の変動に基づきエネルギー鉱山省が毎年見直しを行う（83条）。

（注）なお、炭化水素法は2006年4月に一部改正された（2006年4月25日、法律第2006-42号）。事業参加契約で80：20という分配比率は国にとり不公平だとして政府が2005年9月、是正する方針を打ち出し、石油会社との契約見直しと法改正の両面から検討を行っていたもので、次のような改正が行われた。

事業参加契約で従来すべて契約事業者の利益となっていた石油価格の契約時価格との差額について国との権益比率を50：50とする。差額算定に使用する価格はエクアドル中央銀行が発表するアメリカ合衆国の消費者物価指数で調整する（55-A条）。

政府はこれに先立ち、契約変更に向けた企業との会合を開始し、フランス石油研究所（IFP）の協力を得て、油価動向、各鉱区の残存埋蔵量、企業収益を考慮した結果、2006年3月29日に国と事業者の配分比率を60：40とする法案が国会で可決された。

しかし、石油会社からの強い反発を受けて、パラシオ大統領は同法案に配分比率を現行の50：50とし、さらに小規模油田については同改正の適用外とする修正案を提出、同年4月19日に同修正案を可決し、法案が成立した。ロドリゲス・エネルギー鉱山相は、この改正による国の歳入は2006年下半期で2.5～2.75億ドル、2007年以降は年間5億ドルに増加すると見込んでいる。

<輸送>

集油・集ガス施設までの輸送または基幹パイプライン接続用の分岐支線の布設を許可制下におく（60条）。石油・天然ガスパイプラインの運営にはエネルギー鉱山省の認可を要する（61条）。ペトロエクアドル運営のパイプライン網の利用料金はエネルギー鉱山省が設定する。民間運営の基幹パイプラインの利用料金はサービス利用者とオペレーターとの合意で決める。解約に伴う新規契約で新規利用者とオペレーターが合意できないとき、エネルギー鉱山省に料金設定を申請できる。ペトロエクアドルがオペレーターに支払う料金は契約で定める。ペトロエクアドルがトランスエクアドル石油パイプラインシステム（SOTE）の利用者から徴収する料金は、エネルギー鉱山省が定める。（62条）。

国とペトロエクアドルは国有パイプラインによる炭化水素輸送で所定の使用料を払い、生産者の要件を満たして優先権を有する。なお、民間パイプラインによる輸送の要件は優先権を持つオペレーターと利用者の協約で定める（64条）。民間の基幹パイプラインの延伸に際し、オペレーターと利用者の合意で料金を改定する。未合意の場合、3条および62条の規定を準用（64-A条）。陸上輸送料金はエネルギー鉱山省が定める。海上輸送については沿岸海運局（DMML）とも調整する（65条）。炭化水素の海上輸送は、貨物備蓄法および海上運送一般法の規定に準拠。国際競争力も勘案し、自国船籍船舶を優先する（66条）。輸送において優先待遇や優遇料金の適用は禁止（67条）。

<商業化>

ペトロエクアドルまたは国内法に基づいて設立された法人・自然人は国内での貯蔵、供給、販売ができる。消費者向けサービスを保証するため、エネルギー鉱山省が定める技術要件、品質・環境保全・管理に関する法規に準拠。国内の貯蔵、供給、販売は公共サービスであり、中断してはならない（68条）。製品供給はペトロエクアドルが直接あるいは本法に定める契約で行う。小売は、法人・自然人がペトロエクアドルと供給契約を結び、その名義で実施できる（69条）。液体燃料の輸入・輸出には指定業者はエネルギー鉱山省に認可をもって自己

所有または第三者が保有する貯蔵施設を確保する（70条）。国家炭化水素局は投資額および国内市場シェアを勘案して輸入・輸出量を決定する（政令第2024号21条）。

末端消費者向け小売価格は大統領が発布する細則で定める（72条）。

<優遇措置>

炭化水素の探鉱、開発、工業化を目的とする会社設立および増資にかかる諸税、石油産業資本にかかる租税は免除（86条）。民間会社には、探鉱・開発に必要な資材が国内で生産がされていない場合、これらの輸入関税・諸税の免除等の優遇措置がある。優遇措置は探鉱期間および開発期間の当初10年間適用される。石油化学工業など工業化についても建設期間および操業開始から5年間について同様の措置が適用される（87条）。ペトロエクアドルの裁量で無関税の輸入品の譲渡は可能。譲渡先が異業種の場合、または本法の規定に違反した場合は税関組織法の規定を適用（88条）。機械の臨時輸入は最大5年まで認められている。（89条）。

<失権約款、罰則>

契約事業者の失権約款として、①本法の条文違反または契約債務不履行、②正当な事由なき作業の未実施や中断、③監視・査察作業の妨害や文書偽造、④国に無許可の契約譲渡、権利譲渡契約・合意の締結、探鉱・開発事業の事業提携参加・脱退、などがある（74条、79条）。契約解除により鉱区をはじめ資機材や施設は業者負担で国に引き渡され、保証金は国が没収する（75条）。エネルギー鉱山省は30日以上60日未満の期限を設けて債務履行または弁明を催告する（76条）。同催告は契約解除の前提条件の効力を持つ。

契約解除や法律・細則違反でない債務不履行では、損害賠償とは別途、炭化水素局が200～3,000米ドルの罰金に処す（77条）。品質や販売量の不正申告、無許可のサービス中断は国家炭化水素局が処罰する。初回は100～400米ドルの罰金、2回目は400～1,000米ドル、3回目以降は民事処分と別に最高額の罰金、許可停止・取消しまたは営業停止などを適用。契約時業者はエネルギー鉱山省に不服申立ができる（78条）。関連事業による損害の賠償額は双方で任命する鑑定者が取決める。合意しない場合、エネルギー鉱山省が裁定者を任命する（90条）。エネルギー鉱山省は土地を収用し、地役権を設定したうえで民間企業に譲渡できる（91条）。

(2) 国税法改訂法

(法律第2004-026号) ——2004年10月29日制定

<法人所得税>

エクアドル法人所得税の課税標準は国内源泉所得である。また、炭化水素法98条に定める混合経済会社については国外源泉所得も課税標準となる（4条）。配当金は非課税（9条）。

エクアドル国内法に基づいて設立された会社、ならびに国内に居住する外国会社の支店、非居住の外国企業の保有地所で課税所得が取得している場合、法人所得税25%の課税主体となる。炭化水素探鉱・開発会社については第4章のサービス提供契約以外の契約形態で国と契約している場合には、この基本税率が適用される（37条）。課税主体の株主が非居住の個人・法人、または外国会社の支店である場合も25%が課される（38条）。また、利益配当の海外送金にも25%が源泉徴収される。ただし、利益の資本組入れについては税率を10%引き下げて15%とする（39条）。

<探鉱・開発サービス提供事業者税制>

国と探鉱・開発のサービス提供契約を結ぶ事業者（以下、「サービス提供者」）については本法第4章で別途規定が設けられており、44.4%（利益の資本組入れについては25%）の特別税率が設定されている。（90条）。課税所得はペトロエクアドルが支払うサービス対価であり、事業者の投資・経費、および未償却資本にかかる利子はペトロエクアドルのディスバースとみなし損金算入は認められない（91条）。課税所得の算定では、①ペトロエクアドルによるディスバース分を除く支出、②石油業税（93条で詳述）、③労働者配分比率、は損金算入が認められている。なお、炭化水素法54条に定める控除後所得1%に相当する寄付金は損金とはみなされない（92条）。さらに、サービス提供者には石油業税として別途、月平均の生産量を基準とする追加税が課される。

30,000 バレル／日まで 0%

30,000 超～40,000 未満バレル／日 3%

以下、30%を上限に10,000 バレル／日ごとに1%追加される。

ただし、API15度以下の重質油の場合は除外される。（93条）

<付加価値税・IVA>

流通のすべての段階における物品販売価格ならびにサービス提供の価格に課税されるもので、資産取引、会社の現物出資、株式等証券類譲渡などは課税対象とはならない（52条～54条）。物品の輸出または輸出品の原材料輸入等の際に納付したIVAは租税歳入として国税庁（SRI）から還付を受ける（57条、72条）（注）。税率は12%である（65条）。毎月、前月分の課税標準を申告して納税する（67条～70条）。

（注）オクシデンタル（OXY）は本法57条を根拠に国税庁（SRI）に対し、ペトロエクアドルとの事業参加契約において使用した物品やサービスの購入・輸入にかかるIVAの還付を求めたところSRIは2001年8月28日、これを拒否。OXYは同年9月、税務裁判所に不服申し立てしたが、翌2002年4月にはSRIがこれまで還付したIVAについても返還を求めるとに至り、同社は米国とエクアドルとの投資促進保護条約に基づき国際仲裁に訴える構えも見せた。税務裁判所は2004年7月に訴えをほぼ認める決定を下し、国は控訴するか検討に入った。ところが国会は2004年8月、「石油は工場ではなく鉱床から採掘されるのだから、IVAの還付は石油採掘、輸送、商業化には適用されない」と解釈した（2004年8月11日、解釈法第2004-41号）。この問題は、その後も未解決のままとなっている。

(3) 新規投資・雇用創出・サービス業優遇税制

（法律第2005-20号）——2005年11月18日制定。

本法は、政府の重点産業の奨励を目的、①所得税、②国内で生産されていない資機材・部品の輸入関税、③会社設立にかかる諸税を免除する租税優遇措置を定めるもので、対象業種のひとつに「炭化水素資源の精製、工業化、石油化学製品の製造」を挙げている。なお、探鉱、開発活動は対象から除外している（1条第b項）。優遇対象の条件として、①本法施行から2年以内に750万ドル以上の投資を実施すること、②新規事業・投資を行うために設立された民間会社であること、③ピチンチャ、グアイヤス県では10年、それ以外の地域では12年業務を継続すること、を挙げている。

4 最近の国家による接収の事例（いつ、どの企業がなぜ、法律に基づく保証がなされたか

等) について。

<オクシデンタル社との契約解除>

オクシデンタル (Occidental Exploration and Production Company、以下「OXY」) は 2000 年 11 月 1 日、鉦区 15 の事業参加権益の 40% をカナダのエンカナ (EnCana) に譲渡したが、国家訴訟代理人は 2004 年 8 月 24 日、同権益譲渡がエネルギー鉦山省の許可無く行われ、また、OXY とエンカナの同鉦区の操業協約も同省の許可を得ていないなど炭化水素法違反ならびにペトロエクアドルとの事業参加契約の債務不履行に当るとしてエネルギー鉦山省に対し契約解除を勧告した。

政府はペトロエクアドルからも法律違反の事実がある旨確認したうえで、契約解除の手続きに入り、同省は 2005 年 11 月 15 日、炭化水素法 76 条に基づく解除手続きの開始を OXY に通知、60 日以内の債務履行または弁明を迫った。OXY は同期限内の 2006 年 2 月 7 日に同省に対し、法律違反があった事実を否認し、また、国に損害を与えていないとして、同処分の取消しを求める不服申立てを行った。

エネルギー鉦山省は 2006 年 5 月 15 日、違法な権益譲渡の根拠として OXY が同権益譲渡の意思をエネルギー鉦山省に通知した 2000 年 10 月 25 日より遡る同年 10 月 1 日に OXY とエンカナが締結したファームアウト協約および合弁事業協約が発効していることを指摘。さらに、OXY は炭化水素法施行細則に定める報告提出義務の不履行、ならびに同不履行に係る罰金の未納などの炭化水素法 74 条 11 項、12 項、13 項に違反していると断じ、契約の解除と、これに伴う同社が保有する鉦区 15 にかかる全資産をペトロエクアドルに移管することを決定した。

この決定を受け OXY は、エクアドル政府に対して 1999 年 6 月以降の投資額にほぼ相当する 10 億ドルの補償金請求訴訟を世銀仲裁機関の投資紛争解決国際センター (ICSID) に提訴した。裁定は 2007 年以降になると見られている。なお、鉦区 15 の 40% 権益を 2 億 8,400 万ドルでエンカナから譲り受ける予定だったアンデス・ペトロレウム (後述) はエンカナに対して補償を求める動きもある。

<カントリーリスクが顕著に>

未開発埋蔵量が豊富で開発余地は大きいエクアドルだが、近年は政治不安、法制度不安、先住民問題など石油資源開発におけるビジネス環境の悪化が顕著になっている。

進出企業がビジネス環境上の問題として第 1 に指摘するのは、頻繁な閣僚や官僚の交代による政策一貫性の欠如だ。2003 年 1 月以降、大統領が 1 回、エネルギー鉦山相が 3 回、ペトロエクアドル総裁が 4 回交代しており、政策は首尾一貫していないという。

米国のサンダウン (Sundown International) とクリッパー・エナジー (Clipper Energy) のコンソーシアムは、2005 年 10 月 9 日にグアヤキル沖海底・沿岸油田 (鉦区 4 および 5) の開発契約を締結する予定だったが、エクアドル政府側の都合により契約書への署名寸前でキャンセルとなった。エクアドル政府側が一度合意したロイヤルティー比率を引き上げようとしたためと報じられている。同コンソーシアムは突然の中止に当惑し、本事業からの撤退を表明した。

政府の許認可に要する時間も問題となっている。例えば、試掘に必要な期間は 20 日ぐらいだが、政府の許可を得るのに 8~10 ヶ月を要するほか、3 ヶ月程度を要する電化プロジェクトの発電所建設でも、環境関連の建設許可を得るのには 1 年近くを要するという。

先住民や環境保護団体による抗議運動も開発企業を悩ませている。2005 年 8 月 15 日、先住民の石油企業に関する現地雇用の拡大や企業収益の地方への分配を求めた大規模な抗議運動が勃発、石油生産が一時停止する事態に至った。2006 年 2 月 21 日にも同様の事態が発生し、中継ポンプ基地が破壊されて送油が一時停止している。また、生物多様性の国として有名なエクアドルでは、環境保護団体による油田開発に対する抗議運動も頻発しており、先住民や環境への配慮は重要な課題となっている。

ビジネス環境の悪化を受け、エクアドルから撤退する外資系企業も現れた。中欧最大の石油会社であるオーストリアの OMV は 2005 年 9 月 22 日、エクアドルに持つ石油権益を事業参加者のペレンコ（仏）とバーリントン・リソーセズ（米）に売却し撤退した。南米での石油開発が同社のコア事業ではないためと説明しているが、環境保護団体の同社に対する抗議運動も起きており、環境問題や政治リスクを考慮したとの観測もある。

<中国企業の動きは活発化>

このようにビジネス環境が悪化する中でも、中国企業の権益確保の動きは加速している。中国企業のエクアドル進出は、2003 年 8 月のグティエレス前大統領の訪中後に活発化した。訪中の際、グティエレス大統領は、政府として中国企業の対エクアドル投資円滑化を支援すると約束した。

2003 年 8 月、中国石油天然気集团公司（CNPC）は鉞区 11 の権益（100%）をルーマニアのルンバキオイル（Lumbaqui Oil）から買収、同年 10 月にエクアドル政府の承認を得た。中国中化集团公司（SINOCEM）も 2003 年 12 月、レプソル YPF が運営する鉞区 16 と周辺油田の権益 16%を米国コノコフィリップス（Conoco Phillips）より買収した。中国石油化工集团公司（SINOPEC）も 2004 年以降、サチャ（Sacha）油田の油井掘削サービスを請け負っている。

さらに 2005 年 7 月、CNPC と SINOPEC が設立したアンデス・ペトロリアムは、カナダのエンカナがエクアドルに持つ鉞区とパイプラインの全権益を 14 億 2,000 万ドルで買収した。取得した権益は、鉞区 14（75%）、鉞区 15（40%）、鉞区 17（70%）、タラポア油田（100%）、シリプノ油田（同 100%）、輸送能力日量 45 万バレル、全長 500 キロの重油パイプライン OCP の権益 36.3%など。獲得した全鉞区の原油埋蔵量は 1 億 4,300 万バレル、生産量は日量 7 万 5,000 バレルに達する。

同権益譲渡について、12 月 5 日にエクアドル政府の承認が下りた。ただし、2004 年に OXY から譲り受けた鉞区 15 の 40%権益については、OXY からエンカナへの権益譲渡の手続きをめぐる係争中であるため、同鉞区については承認が見送られている。今回の買収によりアンデス・ペトロリアムは、国営ペトロプロダクションを除き、エクアドルの石油企業では 1、2 を争うオペレーターとなる。

なお、エンカナの権益買収にはインド石油天然ガス公社（ONGC）も関心を示し、エンカ

ナと交渉を行っていたが、結果的に中国企業連合に軍配が上った。エクアドルの石油資源には日本企業も関心を示している。帝国石油は 2005 年 1 月、ペトロブラスから鉦区 18 および鉦区 31 の権益を 40% ずつ譲り受ける契約に調印している。

5 入手資料：

表1 エクアドルの企業別原油埋蔵量

(2004年)

(単位:1,000バレル、年)

企業名	確認可採埋蔵量			可採年数
	既開発	未開発	合計	
ペトロプロダクション (Petroproducción)	2,010,941	1,545,791	3,556,732	37.0
オクシデンタル (Occidental)	129,398	0	129,398	4.7
エンカナ (Encana, AEC Ecuador)	92,427	3,903	96,330	4.0
レプソルYPF (Repsol YPF)	204,146	0	204,146	11.0
イタリア石油公社 (ENI/AGIP)	135,090	4,000	139,090	12.2
ペレンコ (Perenco)	53,451	0	53,451	8.0
ペトロプラス・エネルヒア (Petrobras Energia)	13,012	211,152	224,164	-
シティー・オリエンテ (City oriente)	13,408	5,725	19,133	23.1
パシフィックペトル (Pacifipetrol)	6,891	1,265	8,157	12.0
カナダ・グランデ (Canada Grande)	2,142	0	2,142	49.2
中国石油天然気集団公 司 (CNPC)	10,132	3,788	13,920	-

(注) 埋蔵量、可採年数は2004年末時点。

国営(Petroproducción)と民間企業の共同開発鉱区などは国営の方に加算した。

オクシデンタルは2006年5月に契約解除により国に移管された。

エンカナは2005年7月にアンデス・ペトロレウムに全権益を譲渡した。

(出所) エネルギー鉱山省炭化水素局

表 2 エクアドルの企業別原油確認生産量

(単位: 1,000 バレル, 年)

企業名	2003 年	2004 年	2005 年	増減率% 2004-2005 年
ペトロプロダクション (Petroproducción)	89,496.4	85,069.3	83,496.5	-1.85
オクシデンタル (Occidental)	7,047.7	27,570.9	26,208.5	-4.94
エンカナ (AEC Ecuador, Encan Ecuador)	17,806.2	24,018.9	23,009.6	-4.20
レプソル YPF (Repsol YPF)	11,881.0	18,601.3	19,251.5	3.50
イタリア石油公社 (AGIP Oil Ecuador)	11,099.0	11,410.9	10,509.8	-7.90
ペトロプラス・エネルヒア (Ecuador TLC)	3,812.2	6,498.3	9,409.1	44.8
チリ石油公社 (SIPEC)	2,262.6	4,132.7	6,968.7	68.62
ペレンコ (Perenco)	1,675.0	6,680.1	5,920.6	-11.37
テクペクアドル (Tecpecuador)	2,568.3	2,598.0	3,078.1	18.48
ペトロレオス・スダメリカノス (Petroleos Sudamericanos)	2,873.6	2,708.3	2,395.6	-11.55
ペトロベル (Petrobell)	2,090.4	1,679.7	1,683.6	0.23
シティー・オリエンテ (City Oriente)	344.2	827.1	1,435.4	73.54
パシフィックペトル (Pacificpetrol)	533.0	677.6	747.5	10.32
カナダ・グランデ (Canada Grande)	43.6	43.6	54.5	25.04
中国石油天然気集団公司 (CNPC)	30.7	-	0.0	-
合計	153,539.4	192,516.7	194,169.0	0.86

(注) 国営(Petroproducción)と民間企業の共同開発鉱区などは国営の方に加算した。

オクシデンタルは 2006 年 5 月に契約解除により国に移管された。

エンカナは 2005 年 7 月にアンデス・ペトロレウムに全権益を譲渡した。

(出所) エネルギー鉱山省炭化水素局

表 3 エクアドルの企業別コンデンセート確認生産量

(単位: 1,000Ft³, 年)

企業名	2003 年	2004 年	2005 年	増減率% 2004-2005 年
ペトロプロダクション (Petroproducción)	25,206.7	24,765.5	26,186.6	5.74
テクペクアドル (Tecpecuador)	3,811.3	3,902.9	6,501.6	66.58
ペトロプラス・エネルヒア (Ecuador TLC)	972.6	2,032.7	3,749.4	84.5
エンカナ (AEC Ecuador、Encan Ecuador)	2,419.0	3,616.5	3,206.1	-11.35
オクシデンタル (Occidental)	2,023.5	2,872.4	2,918.0	1.59
レプソル YPF (Repsol YPF)	1,266.5	1,836.9	2,415.3	31.49
チリ石油公社 (SIPEC)	411.0	622.7	1,139.4	82.99
ペトロレオス・スダメリカノス (Petroleos Sudamericanos)	263.6	370.7	287.4	-22.47
ペレンコ (Perenco)	236.2	432.9	284.6	-34.26
パシフィックペトロル (Pacifipetrol)	414.1	1,253.6	264.0	-36.26
ペトロベル (Petrobell)	138.4	227.4	260.3	14.50
イタリア石油公社 (AGIP Oil Ecuador)	183.6	248.7	230.0	-7.51
シティー・オリエンテ (City Oriente)	59.9	252.1	127.9	-49.26
カナダ・グランデ (Canada Grande)	4.9	4.7	5.9	25.70
中国石油天然気集団公司 (CNPC)	0.9	-	-	-
合計	36,674.5	42,439.7	47,576.6	12.1

(注) 国営(Petroproducción)と民間企業の共同開発鉱区などは国営の方に加算した。

オクシデンタルは 2006 年 5 月に契約解除により国に移管された。

エンカナは 2005 年 7 月にアンデス・ペトロレウムに全権益を譲渡した。

(出所) エネルギー鉱山省炭化水素局

表 4 エクアドルの炭化水素資源探鉱開発契約

オペレーター	鉱区	契約形態	開発企業と権益比率		発効日	契約期間	開発企業の生産物比率 (バレル/日)	
レプソル YPF (Repsol YPF)	16	事業参加	Repsol YPF Overseas Petroleum 中国中化集团公司 Murphy Ecuador Oil Canam Offshore Ltd.	35% 31% 14% 10% 10%	1996/12/30	2012/1/31 (5年延長可)	20,000 以下 20,000 超 40,000 以下 40,000 超	84.74% 77% 60%
	ボギ、 カピロン	統一開発協約	Repsol YPF Overseas Petroleum 中国中化集团公司 Murphy Ecuador Oil Canam Offshore Ltd.	35% 31% 14% 10% 10%	1991/9/30		5,000 以下 5,000 超 15,000 以下 15,000 超	83.8% 78% 68%
	ティバクノ	限定サービス	Repsol YPF Overseas Petroleum 中国中化集团公司 Murphy Ecuador Oil Canam Offshore Ltd.	35% 31% 14% 10% 10%	1996/12/30	2004/5/31	5,000 以下 5,000 超 15,000 以下 15,000 超	83.8% 78% 68%
アンデス・ペトロレウム (Andes Petroleum)	タラポア	合併契約	Andes Petroleum	100%	2001/8/1	20年 (延長可)	QB 以下 QB 超 15,000 以下 15,000 超	50% 79% 70%
	18 B ファニー	統一開発協約	Andes Petroleum	100%	1995/8/1	20年 (延長可)	QB 以下 QB 超 15,000 以下 15,000 超	50% 79% 70%
	4-A マリアン	統一開発協約	Andes Petroleum	100%	2000/1/19	20年 (延長可)	QB 超 15,000 以下 15,000 超	79% 70%
	14	事業参加	Andes Petroleum Repsol YPF	75% 25%	1999/6/4	2012/7/21 (5年延長可)	6,000 以下 6,000 超 12,000 以下 12,000 超	87% 85.5% 70%
	17	事業参加	Andes Petroleum Overseas Petroleum	70% 30%	2000/4/7	2018/12/23 (5年延長可)	6,000 以下 6,000 超 12,000 以下 12,000 超	85.5% 85% 70%
	シリプノ	限定サービス	Andes Petroleum	100%	1994/3/17	20年 (延長可)	1997年1月より生産停止	

オペレーター	鉱区	契約形態	開発企業と権益比率		発効日	契約期間	開発企業の生産物比率 (バレル/日)	
ペレンコ (Perenco)	21	事業参加	Perenco Ecuador Ltd. Burlington Resorces Preussag Energ. Gmbh	45% 37.5% 17.5%	1995/3/20	20年 (延長可)	35,000 以下 35,000 超 45,000 以下 45,000 超	74.2% 73.9% 71%
	7	事業参加	Perenco Ecuador Ltd. Burlington Resorces Preussag Energ. Gmbh	45% 30% 25%	2000/3/31	2016/9/16 (5年延長可)	5,000 以下 5,000 超 10,000 以下 10,000 超	76.2% 74.2% 65%
	コカ、 パヤミノ	統一開発協約	Perenco Ecuador Ltd. Burlington Resorces Preussag Energ. Gmbh	45% 30% 25%	2000/4/1	2016/9/16 (5年延長可)	9,000 以下 9,000 超 15,000 以下 15,000 超	70% 65% 62%
ペトロブラス・エネルヒア (Petrobras Energia)	18	事業参加	Petrobras Energia Ecu. 帝国石油	60% 40%	2002/10	20年 (5年延長可)		74.2%
	パロ・アスル	統一開発協約	Petrobras Energia Ecu.	100%	SD	20年 (5年延長可)		50.5%
	31	事業参加	Petrobras Energia Ecu. 帝国石油	60% 40%	1996/8/9	20年 (5年延長可)	開発計画策定中	
オクシデンタル (Occidental)	15	事業参加	Occidental Explo. Co. EnCana	60% 40%	1999/6/2	2012/7/22 (5年延長可) 2006/5/25 解除	14,000 以下 14,000 超 30,000 以下 30,000 超	83.5% 79% 70%
	リモンコチャ	統一開発協約	Occidental Explo. Co.	100%	1999/6/29	2012/7/22 (5年延長可) 2006/5/25 解除	5,000 以下 5,000 超 12,000 以下 12,000 超	40% 36.3% 30%
	エデン・ユトゥリ	統一開発協約	Occidental Explo. Co.	100%	1999/6/29	2012/7/22 (5年延長可) 2006/5/25 解除	25,000 以下 25,000 超 45,000 以下 45,000 超	80% 73% 65%
シティー・オリエンテ (City Oriente)	27	事業参加	Condor Petroleum Co.	100%	1995/4/28	20年 (5年延長可)	30,000 以下 30,000 超 60,000 以下 60,000 超	79% 69% 50%
中国石油天然気集団公司 (CNPC International Ltd.)	11	事業参加	CNPC Internat.	100%	1995/1/18	20年 (5年延長可)	15,000 以下 15,000 超 25,000 以下 25,000 超	77% 67% 57%
カナダ・グランデ (Canada Grande)	1	事業参加	Canada Grande Ltd. Tripetrol Explorat.	50% 50%	1997/1/22	2012/4/23 (延長可)	1,000 以下 1,000 超 2,500 以下 2,500 超	86.4% 75.5% 70%

オペレーター	鉱区	契約形態	開発企業と権益比率		発効日	契約期間	開発企業の生産物比率 (バレル/日)	
パーリントン・リソーセズ (Burlington Resources)	24	事業参加	Burlington Resources	100%	1998/5/27	20年 (5年延長可)	探鉱中	
CGC (Cia. Genl. de Combust.)	23	事業参加	Burlington Resources Perenco Ecuador	50% 50%	1996/8/9	20年 (5年延長可)	探鉱中	
EDC エクアドル (EDC Ecuador Ltd.)	3	事業参加 (天然ガス)	EDC Ecuador Ltd.	100%	1996/7/2	25年 (延長可)	探鉱中	
イタリア石油公社 AGIP OIL	10	サービス	AGIP Oil Ecuador	100%	1988/7/15	20年 (延長可)		0%
SIPETROL (チリ石油公社 ENAP)	マウロ・ダバロス・コルデロ	サービス	Sipetrol	100%	2002/10/30	15年 (5年延長可)		
	パライソ、ビグノ、ワチト	サービス	Sipetrol	100%	2002/10/30	15年 (5年延長可)		
パンフィックペトル (Pacifipetrol)	グスタボ・ガリンド半島	限定サービス	Espol Servicios	100%	1995/1/19	20年 (延長可)		0%
ペトロスダメリカノス (Petroleos Sudamericanos)	ピンド、 ピンド・エステ	小規模油田	Petroleos Sudamericanos Petroriva S.A. Fosforocomp	50% 40% 10%	1999/7/30	20年	QB 以下 QB 超 500 以下 500 超 QB×3 以下	0% 49% 43%
	パランダ、 ユカ・スル	小規模油田	Petroleos Sudamericanos Petroriva S.A. Fosforocomp	50% 40% 10%	1999/7/30	20年	QB 以下 QB 超 500 以下 500 超 QB×3 以下	0% 57% 55%
ベルウェザー (Bellwether International)	チャラパ	小規模油田	Rio Alto Resorce Tecnipetrol Inc.	90% 10%	1999/12/16	20年 (延長可)	QB 以下 QB 超 310 未満 310 超	0% 52.9% 50.9%
テクペクアドル (Tecpecuador)	ベルメホ	小規模油田	Tecpecuador	100%	1999/7/30	20年	QB 以下 QB 超 500 以下 500 超 QB×3 以下 GB×3 超	0% 36.8% 36.7% 36.6%
ペトロベル (Petrobell)	ティグウイノ	小規模油田	Rio Alto Explorat. Ltd. Grantmining S.A.	70% 30%	2000/1/7	20年	QB 以下 QB 超 500 以下 500 超 QB×3 以下	0% 64% 54%

(注) データは 2005 年 8 月現在

QB=基準カーブ(民間投資がない場合でも生産されると想定される量)

(出所) エクアドル・エネルギー鉱山省炭化水素局、環境保護団体 Acción Ecológica "Atlas Amazónico" 他